

金沢市

介護予防・日常生活支援総合事業における

事業者の指定基準について

(案)

パブリックコメントの趣旨

介護保険制度の改正により、現在の要支援者に対する介護予防サービスの一部である「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、全国一律で提供される予防給付サービスから、市町村が実施する地域支援事業へと移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）として実施されることとなり、本市においては、平成29年4月から実施します。

総合事業のサービス提供方法として、市町村の直接実施、委託による実施及び指定事業者による実施があり、このうち指定事業者による実施については、指定基準が必要です。この指定基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6により市町村が定める基準となっていますので、当該指定基準に関し、原案を公表し、皆様のご意見を募集します。

1 総合事業の目的・考え方

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供することが必要になります。

介護保険法第115条の45第1項に規定する総合事業は、市町村が中心となって、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

要支援者等については、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されています。そこで、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととなりました。

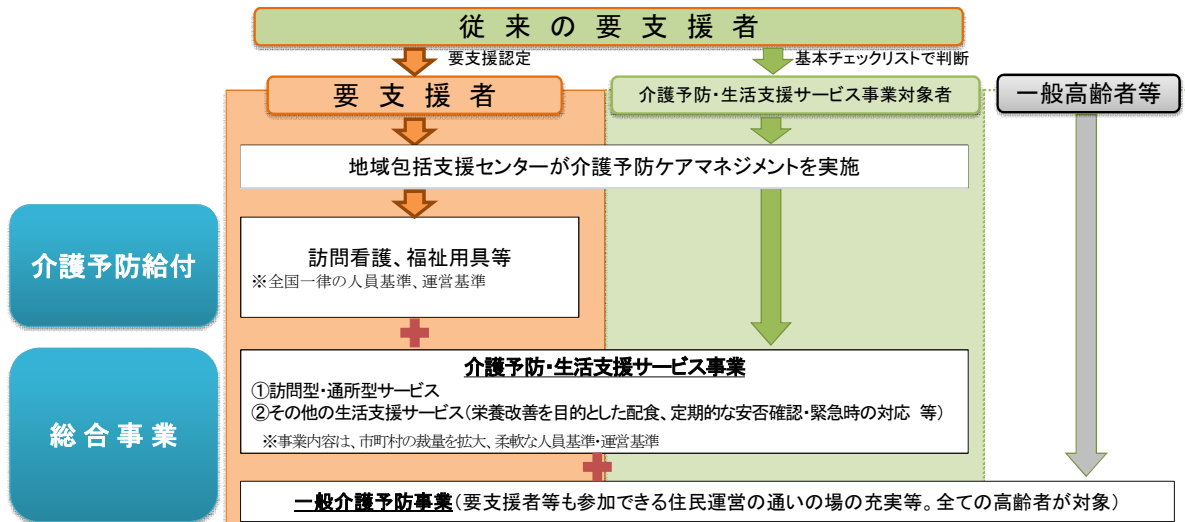
総合事業では、要支援者等が選択できるサービス・支援を重視し、在宅生活の安心確保とともに、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実を図ります。このことにより、要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等が図られることを目指します。

2 総合事業を構成する各事業の対象者及び内容

総合事業は、要支援者等に対して多様な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象として運動器の機能向上教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成されています。

総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



(1) 事業の対象者

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、「要支援認定者」と、基本チェックリストを用いた簡易な形で選ばれる「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とします。

(2) 事業の内容

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来、全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する総合事業に移行し、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスと多様な主体が参画する多様なサービス等を総合的に提供する事業です。

この事業は、表1のとおり、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

■表1 介護予防・生活支援サービス事業

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

3 金沢市における介護予防・生活支援サービス事業の構成

金沢市における介護予防・生活支援サービス事業については、表1のうち、訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントを実施し、訪問型サービスと通所型サービスについては以下のような提供体制を考えています。

(1) サービスの提供体制

①訪問型サービスの提供体制

区分	現行の介護予防 訪問介護相当サービス	多様なサービス	
サービス 種別	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (緩和した基準による サービス…※1)	訪問型サービスC (短期集中サービス …※2)
サービス 内容	身体介護、生活援助	生活援助(清掃、買 物、調理、洗濯等)	栄養相談指導
現状から想定 されるサービス 提供者	指定事業者	指定事業者	委託

②通所型サービスの提供体制

区分	現行の介護予防 通所介護相当サービス	多様なサービス	
サービス 種別	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (緩和した基準による サービス…※1)	通所型サービスC (短期集中サービス …※2)
サービス 内容	運動、生活機能の向上 のための機能訓練	運動中心のサービス	運動器機能向上、 口腔機能向上
現状から想定 されるサービス 提供者	指定事業者	指定事業者	委託

※1…現行の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービスから人員、設備及び運営にかかる基準を緩和して実施するサービス

※2…歯科医師・歯科衛生士、管理栄養士やリハビリテーション専門職等が効果的かつ効率的に関与する概ね3か月の期間を限定して実施するサービス

(2) 指定基準

以下に掲げる指定事業者の指定基準について、皆様のご意見を募集します。

なお、介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスの指定基準については、現行の介護予防訪問介護サービス・介護予防通所介護サービスと同様です。また、訪問型サービスA・通所型サービスAの指定基準については、介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスと異なる部分のみを表示しています。

①訪問型サービスの基準

種別	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
人員	<p>○管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1人 <p>※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	<p>○管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>専従1人(非常勤可)</u> <p>※支障がなければ、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>
	<p>○サービス提供責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての利用者の合計が40人ごとに1人(常勤専従1人以上) <p>※ただし、一定の要件を満たせば利用者50人ごとに1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、介護職員初任者研修修了者(介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1・2級修了者を含む)、看護師、准看護師、保健師いずれかの資格取得者 <p>※訪問介護や訪問型サービスAと兼務可</p>	<p>○訪問事業責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>常勤専従1人以上</u> (支障がなければ他の職務との兼務可) <p><u>※訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスと一体的に運営する場合、左記に加え、必要数とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、介護職員初任者研修修了者(介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1・2級修了者を含む)、看護師、准看護師、保健師いずれかの資格取得者 <u>又は市が指定する研修の修了者</u> <p>※訪問介護や介護予防訪問介護相当サービスと兼務可</p>
	<p>○訪問介護員</p> <p>(ヘルパー有資格者に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で2.5以上 ・サービス提供責任者と同様 	<p>○従事者</p> <p><u>(ヘルパー資格がなくても、市が指定する研修の修了者で従事可)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>必要数</u> ・訪問事業責任者又は市が指定する研修の修了者 <p><u>※市が指定する研修の修了者は訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスとの兼務不可</u></p>
運営	<p>○運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程等の説明と同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持と健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 	<p>○運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>必要に応じて個別サービス計画の作成。作成しない場合は、サービス内容及びスケジュールに関する書類を交付。加算を算定する場合、個別サービス計画の作成必要。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左

